

伊勢崎市高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現の推進に関する条例戦後、日本の目覚ましい発展を支えてきた方々は高齢者となり、人口減少とあいまって少子高齢化が顕著になってきた。伊勢崎市においても、市町村合併を成し遂げ、経済や社会の健全な発展を支えてきた方々の高齢化は例外でない。少子高齢化は、将来の労働人口の減少、社会保障費の増大、地域社会の衰退など、様々な観点から社会問題となっている喫緊の課題であり、国や群馬県と共に、解決に向けて長期的な視点を持ちながら、着実に実効性のある施策を粘り強く進める必要がある。

そうした中で、平均寿命はもちろん健康寿命も大きく伸び、人生100年時代の到来が言われている。高齢者の人生設計に対する考え方が変化する中で、単に年齢による区別でなく、個人の希望と適性に合った生活を送ることができる社会を目指す必要がある。また、高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現のためには、多様な就労の確保、社会参加のための環境整備、健康寿命の更なる延伸のための取組、医療・福祉サービスの充実及びデジタルトランスフォーメーションの活用によって高齢者の活躍の場を一層広げる必要がある。

伊勢崎市は、地域における連携の下で、世代を超え、多様な市民が共に暮らせる社会を構築し、持続可能な地方都市として発展するために、様々な主体と連携し、高齢者がより長く元気に活躍できる社会の実現を推進することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者及び地域活動団体の役割を明らかにするとともに、高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現に係る施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項を定めることにより、もって高齢者が地域社会の担い手として、より長く元気に活躍できる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に住所を有する者及び市内に勤務し、又は在学する者をいう。

(2) 事業者 市の区域内において商業、工業その他の事業を営むものをいう。

(3) 地域活動団体 ボランティア団体、民間非営利組織、自治会その他の地域組織及びグループをいう。

(基本理念)

第3条 高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現の推進は、市、市民、事業者及び地域活動団体の適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下に、次に掲げる事項を基本として、行われなければならない。

(1) 創意工夫を生かした自主的かつ主体的な取組を尊重すること。

(2) 高齢者が地域社会の担い手として誇りと生きがいを感じながら、その希望と適性に合った活動に取り組むことができる環境の形成に寄与すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現の推進に関する基本的かつ総合的な施策を実施する責務を有する。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現の重要性について理解を深め、市による高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者及び地域活動団体の役割)

第6条 事業者及び地域活動団体は、基本理念にのっとり、それぞれの実情に応じ、高齢者が生活を円滑に営むための支援、高齢者が生き生きと活躍できる機会の提供その他高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現の推進に寄与する取組を効果的に行うよう努めるものとする。

2 事業者及び地域活動団体は、市が実施する高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(活躍の機会の確保等)

第7条 市は、事業者及び地域活動団体と連携し、高齢者が生き生きと活躍できるよう、その年齢等にかかわらず、様々な経験を通じて習得した知識及び技能を最大限に発揮して活躍できる機会の確保その他必要な施策を推進するものとする。

(広報及び啓発)

第8条 市は、高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現の重要性について市民の理解を深めるために必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。